

令和2年2月27日

保護者 各位

宜野湾市立大山小学校

学校長 宮城 信夫

(公印省略)

児童の風邪症状の欠席扱いについて

時下、保護者の皆様にはますますご健勝のこととお慶び申し上げます。

さて、みだしのことについて、新型コロナウイルスの感染対策が全国で実施されております。本市においても2月21日に対策方針が示されております。

つきましては、風邪症状における欠席扱いについては、対策方針に従い、下記の通りとします。児童に風邪症状が見られた場合は、自宅で休養するようご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

記

①児童に発熱等の風邪の症状が見られるときは、無理をせず自宅で休養する。

②自宅休養した場合は、「学校保健安全法第19条による出席停止」として扱う。

欠席日数としない。

③この扱いは令和2年2月25日より、3月31日までとする。

④4月以降に関しては、状況を見て判断する。